

沼津市地域コミュニティ事業補助金交付要綱

平成13年9月10日市長決裁

(趣旨)

第1条 市長は、コミュニティの健全な発展を図るため、財団法人自治総合センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱に基づきコミュニティ活動に必要な施設又は設備を整備する事業（以下単に「事業」という。）を実施する自治会等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金は、事業に要する経費の全部又は一部を助成するものとする。

(補足)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。